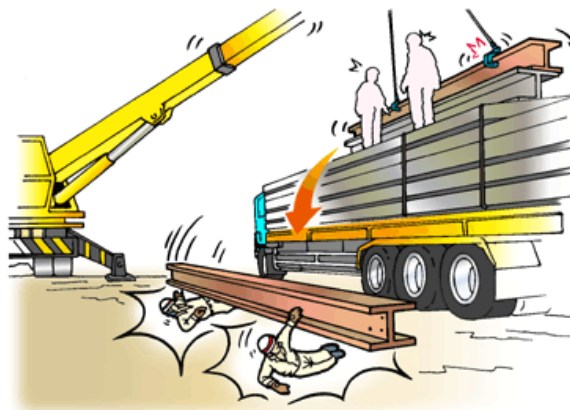


## 移動式クレーンのワイヤロープ巻上げ時にトレーラーに積み込まれた H 型鋼が落下

この災害は、浄水場建設工事に使用した仮設栈橋の解体工事において、覆工板と H 型鋼を移動式クレーン（つり上げ荷重 25 トン、トラッククレーン）によってトレーラーに積み込む作業中に発生したものである。

工事は地方公共団体発注による浄水場処理等建設工事において、使用した仮設栈橋を撤去する作業で、元請建設会社 X 社からの依頼で Y 工業が受注したものである。



トレーラーの荷台では作業員 A(被災者)とトレーラー運転者 B(被災者)が玉掛け作業を行った。最後の H 型鋼の積み込みを終了した A と B は、玉掛け用のクランプを外した。このクランプは 1 トン用のワンタッチ式のものであった。

その後、両者はクレーン運転者 C に巻き上げの合図を送ってワイヤロープを巻き上げさせた。そのとき、フックに取り付けられたクランプが積み込んだ H 型鋼に引っかかり、H 型鋼が荷台より落下し、両者が下敷きとなって被災したものである。

この災害の原因としては次のようなことが考えられる。

- 1 クランプが H 型鋼に引っかかったこと。

荷下ろし後のクランプは、H 型鋼に近接した位置に置かれていた。ワイヤロープの巻き上げによる K クランプの上昇時に、その開口部が H 型鋼に引っかかった。

- 2 クランプがクレーンオペレーターの死角位置にあったこと。

クレーン作業指揮者の監視位置が、災害発生箇所から 20 メートル離れていたことと、吊り具である K クランプが作業員 A の影に位置したために死角にあった。そのために、クランプが H 型鋼に引っかかったことに気がつくのが遅れた。

- 3 被災者が、クランプが H 型鋼に引っかからないことを確認しないで巻き上げの合図を行ったこと。

- 4 作業員に対する安全教育が不十分であったこと。

この災害は、浄水場建設工事に使用した仮設栈橋の解体工事において、覆工板とH型鋼を移動式クレーンによってトレーラーに積み込む作業中に、積み込んだH型鋼が荷台より落下し、作業員2名が下敷きとなって被災したものである。同種災害の防止のためには次のような対策の徹底が必要である。

- 1 玉掛け作業にかかわる危険予知と安全意識の高揚を図ること。
- 2 作業計画を策定しその計画に基づいて作業を行うこと。
- 3 玉掛け用器具等については安全な構造のものとするとともに、作業者に対して安全な使用方法を周知徹底すること。

利便性が高い道具も使用方法を誤ると事故の原因となる。使用者はそれぞれの道具や器具の特性を十分理解して使用することが重要である。また、機器の安全性を高めることによって危険性を減少させるハード的な安全対策も必要である。

- 4 作業方法の周知徹底を図ること。
- 5 安全衛生管理体制を整備すること。
- 6 安全衛生教育を実施すること。